令和5年度福島県産水産物競争力強化支援事業事業(水産物PRイベント等開催支援事業) 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本県の水産業は、令和3年3月で試験操業を終了し、本格操業へ向けた移行期間として、東日本大震災及び原子力災害からの復興に取り組んでいるところであるが、令和5年8月に開始されたALPS処理水の海洋放出を受けて、水産業関係者は新たな風評等への懸念を抱えている状況である。

そこで本事業では、水産業関係者が安心して生産拡大に取り組めるよう、県内漁業や水産物の魅力、放射性物質に係る安全性確保の取組等を発信するPRイベントを実施し、県産水産物の消費拡大と生産意欲の向上を図る。

2 事業概要

(1)委託事業名

令和5年度福島県産水産物競争力強化支援事業(水産物PRイベント等開催支援事業)

(2) 委託費上限額

51,123千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(3) 事業項目及び内容

水産業関係地域において、地域の水産業関係者が参画し、県産水産物及びその料理の試食・販売や知識・情報に関する展示や講演を行う大規模イベントを開催する。

また、当該イベント等において県産水産物の特徴や魅力、放射性物質に係る安全性確保の取組等を国内消費者や来日外国人へ的確に伝えるため、配布又はインターネットで配信するPR資料として、県産水産物の生態や旬、食べ方の紹介、県産水産物の安全性確保に係る取組の内容及び関係する機関、施設を紹介する小冊子を作成する。

※詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 委託契約期間

契約の日から令和6年3月29日(金)まで

(5) 留意事項

仕様書に記載されていない事項又は仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に 応じて県と協議して定める。

3 主なスケジュール

令和5年10月 6日(金) 令和5年10月11日(水) 17時まで 令和5年10月18日(水) 14時から 令和5年10月23日(月) 17時まで 令和5年10月27日(金) 17時まで 令和5年11月 2日(木) 17時まで 令和5年11月 9日(木) 17時まで 令和5年11月14日(火) 12時まで 令和5年11月中旬(予定) 令和5年11月下旬(予定)

プロポーザル募集要領の公表 説明会参加申込書の提出期限 説明会 (オンライン) 質問書の提出期限 質問書への回答 参加表明書の申込期限 参加資格審査結果の通知 企画提案書等の提出期限 審査結果の通知 契約締結

4 参加資格に関する事項

(1)参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。(国の機関に係るものは、贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てを した者若しくはなされた者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決 定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第225 号)の規定による 再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 33 条第 1 項に規定 する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。
 - (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。 オ 県税を滞納している者でないこと。
- カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県農林水産部水産課のホームページからダウンロードして入手してください。なお、水産課窓口または郵送等での配布は行いません。

5 説明会

本業務は専門性の高い業務であることから、事業理解を促進するため、事業説明会を実施します。なお、説明会への参加の有無は、参加表明の可否及び審査の合否に影響するものではありません。

(1) 開催日時

令和5年10月18日(水)14:00~(30分程度) ※オンライン(ZOOM)により開催します。 ※説明会は、個別ではなく、申込者全体に公開して実施します。

(2) 申込方法

説明会参加申込書(様式第1号)に、会社名、参加人数、参加者の職制・氏名、連絡先を記載し、電子メールまたはFAXで送付してください。申込先は、「11間合せ先及び提出先」のとおり。

※電子メールまたはFAXで送信後、電話で着信の確認をしてください。

(3) 申込期限

令和5年10月11日(水)17時まで

6 プロポーザルに係る提出書類

(1) 質問書の提出

ア 提出書類:質問書(様式第2号)

イ 提出期限:令和5年10月23日(月)17時まで

ウ 提出方法:送付、持参、FAXまたは電子メールによること。

エ そ の 他:FAXまたは電子メールで送信後は、電話で着信の確認をしてください。

オ 回答方法:質問に関する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、10月27日(金)17時までに水産課のホームページ

に掲載します。

(2) 参加の表明

ア 提出書類:①参加表明書(様式第3号)

②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット(1部)

イ 提出期限:令和5年11月2日(木)17時まで

ウ 提出方法:送付、持参、FAXまたは電子メールによること。

エ そ の 他: FAXまたは電子メールで送信後は、電話で着信の確認をしてください。

(3) 参加資格審査の結果通知

参加希望業者から提出された(2)のア 参加表明書について、内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を11月9日(木)17時までに各参加希望業者へ通知します。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類:企画提案書(次のとおり)

イ 提出期限:令和5年11月14日(火)12時まで

ウ 提出方法:送付または持参

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

<企画提案書>

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出してください。 様式は任意としますが、全体(提案1から提案5まで)でA4版で両面10枚以内 (20頁以内)としてください(必要に応じてA3版の折込も可としますが、片面 で2頁としてカウントします)。

提出書類は10部とします。提出書類の作成等に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。また、提出書類は返還しません。

提案1:「ALPS処理水放出後の本県水産業・水産物に対する県内外の感触」について 県内外の一般の方から水産業関係者等の反応を踏まえて、現状の分析及び今 後の消費・生産規模の拡大に向けた対策の方向性について示してください。

提案2:事業の取組内容

以下のアに対する提案をしてください。イについての提案は任意です。

- ア 2の(3)における事業について、別紙仕様書に基づいた提案をしてください。
- イ その他、目的を達成するための独自提案について【任意記載事項】

提案3:事業効果の設定と把握方法

- ア 当事業を通して水産業の魅力が伝わったかを評価するための、的確な評価項目、 及び把握方法を設定してください。
- イ 事業の効果を検証する方法を提案してください。

提案4:業務の実施体制

- ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、 具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるように提案してくだ さい。
- イ 事業を効率的かつ効果的に実施するため、県内の水産業関係団体などと連携する体制としてください。
- ウ 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従 させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記してく ださい。

提案5:積算見積書

2の(3)の仕様書における業務の内容ごとに、それぞれの費目ごとの内訳がわかるように記載してください(人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、製作費等)。

(4) 提出先

質問書、参加表明書、企画提案書等の提出先は、「11 問合せ先及び提出先」のとおり。

7 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審查方法

参加者から提出された企画提案書について、別途設置する「プロポーザル審査委員会 (以下「委員会」)」が書面審査し、これを総合的に評価して業務委託予定者を選定しま す。

(2)審査基準及び配点

次の審査項目及び評価基準により審査を行います。特に、「事業の取組内容」に重点を置き審査を行います。

審査項目	配点	評価の視点
1 ALPS処理水放出後 の本県水産業・水産物 に対する県内外の感触 及び消費・生産拡大の 考え方	15点	現状の理解度、対応策の的確性等
2 事業の取組内容	45点	目的に沿った業務内容の的確性及び企画能力、水産業関係団体等との連携等
3 事業効果の設定と 把握方法	10点	的確な事業効果評価項目の設定、把握方法等

4	業務の実施体制	20点	実施主体の実施体制及び業務遂行能力、水産業関係団体等との連携体制等
5	予算額の妥当性	10点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ
			効率的な予算計画等

(3)業務委託予定者の選定

ア 各審査委員が評価点の合計得点を算出します。

- イ 審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。
- ウ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者(単独随意契約の予定者) とします。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が 60点以上であることを条件とします。

(4)審査結果の通知及び公表

ア 審査結果

審査の結果は、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知します。また、 審査結果を水産課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表します。

イ 審査結果の開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を審査結果通知日の翌日から 起算して2週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができます。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知します。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とします。

8 不適格事項について

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本事業のプロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とします。 また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 見積額が2の(2) 委託費上限額をオーバーしているもの

9 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議の上、業務委託予定者は実施計画書を県に提出し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定します。 なお、見積金額は2(2)委託費上限額を超えないものとします。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的 でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、 違約金の請求の対象とする場合があります。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議します。

10 その他

企画提案のあった回数、規模を下回ることはできませんので、実現可能な提案をお願いします。

仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに相当する内容、活動に変更することが可能ですが、内容によっては、委託料の減額となることがあります。

11 問合せ先及び提出先

 $\mp 960 - 8670$

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁 西庁舎8階) 福島県 農林水産部 水産課(担当:渡邉亮太・上野山大輔) 電話 024-521-7378 FAX 024-521-7940

E-mail suisan@pref.fukushima.lg.jp